四三二番
四三三番一
四三四番一
四三五番及び四三六番
四三七番一
四三八番一及び四三八番二
四三九番
四四一番一から四四一番三まで
四四二番一
四四三番
四四三番一
四四四番から四四八番まで
四四九番一
四五〇番一
四五一番一から四五一番五まで
四五二番及び四五三番
四五六番から四五八番まで
四五九番一から四五九番三まで
四六〇番
四六三番
四六四番一から四六四番三まで
四六五番及び四六六番
四六七番から四七一番まで
四七五番
四七六番一
四七七番一
四七八番
四八〇番一
四八一番
四八二番一
四八三番一
四八四番から四八八番まで

大字興
字フト尾
字ケンギャウ
四八五番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水谷川

字向山
四〇一番
四〇二番
四〇三番
四〇四番
四〇五番
四〇六番
四〇七番
四〇八番
四〇九番
四一〇番
四一一番
四一二番
四一三番
四一四番
四一五番
四一六番
四一七番
四一八番
四一九番
四二〇番
四二一番
四二二番
四二三番
四二四番
四二五番
四二六番
四二七番
四二八番
四二九番
四三〇番
四三一番
四三二番
四三三番一
四三四番一
四三五番及び四三六番
四三七番一
四三八番一及び四三八番二
四三九番
四四〇番一から四四一番三まで
四四二番一
四四三番
四四三番一
四四四番から四四八番まで
四四九番一
四五〇番一
四五一番一から四五一番五まで
四五二番及び四五三番
四五六番から四五八番まで
四五九番一から四五九番三まで
四六〇番
四六三番
四六四番一から四六四番三まで
四六五番及び四六六番
四六七番から四七一番まで
四七五番
四七六番一
四七七番一
四七八番
四八〇番一
四八一番
四八二番一
四八三番一
四八四番から四八八番まで

大字興
字フト尾
字ケンギャウ
四八五番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字山野
字谷口
字清水谷
二四九〇番
二四九四番及び二四九五番
二四九六番一
二四九六番三から二四九六番六まで
二四九六番八
二四九六番一一
字清ノ谷
四三九番
四三九番一及び四三九番二
四四〇番
四四一番一及び四四一番二
四四二番
四四二番一
字清水谷萩嵯
二四九七番
二四九九番一及び二四九九番二
二五〇〇番から二五〇二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡日高川町大字山野
字宮土
四二二番二　一号及び八号
四二五番四　三号
四二六番　六号
四二四番　七号
四二一番　二号
字谷口
字清水谷
二四九四番　四号
字清水谷萩嵯　二五〇一番　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宗井の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する水路及び里道
和歌山県日高郡日高川町大字山野
字宗井ノ谷　一八〇五番から一八一二番まで
三〇九七番及び三〇九八番
三一〇一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字山野
字宗井ノ谷　一八〇二番　一号
三一〇一番　二号及び三号
一八〇九番　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中西谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字寒川
字小藪川　二四〇三番から二四〇七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和三十年建設省告示第四百六十三号で指定した区域を除く。）
和歌山県日高郡日高川町大字寒川
字曽和垣内　二一七四番　一号
二一七七番二　二号
二一七八番一　三号及び四号
二四〇七番　五号
二四〇四番　六号
字中西垣内　二一九九番一　七号及び八号
二一九四番　九号
二一九二番　十号
二一八九番　十一号
二一八八番一　十二号及び十三号
二一八七番一　十四号
二一八六番一　十五号及び十六号
二一八四番二　十七号
二一八四番一　十八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
和歌山県日高郡日高川町大字船津
字大峪　一六〇四番から一六一〇番まで
一六一二番
一六一三番一

ロ　和歌山県日高郡日高川町大字船津字中尾一五五四番内四等三角点平成の森を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱二号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二四〇度〇四分五六秒
五一九・八五九メートルの地点　二号
標柱二号から三四九度〇五分五二秒
八七・一四一メートルの地点　三号
標柱三号から七二度〇五分〇三秒
三四・六七〇メートルの地点　四号
標柱四号から一六三度一一分二二秒
三二・一五二メートルの地点　五号
標柱五号から二〇三度四四分一一秒
三〇・一三九メートルの地点　六号
標柱六号から一六七度二五分五三秒
六四・六四五メートルの地点　七号
標柱七号から二五二度〇八分一三秒
九・八六三メートルの地点　八号
標柱八号から三三六度二九分五七秒
二六・九八四メートルの地点　九号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱十号、標柱二号と九号までの区間の森の谷川の中心線から左右各岸二メートルまでの土地の区域
和歌山県日高郡日高川町大字船津
字森　二八一番　一号
二九一番二　二号
字中原　二三二番二　九号
二三六番　十号

○国土交通省告示第三百四十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十四年三月二十九日
国土交通大臣　前田　武志
一　静岡県平ノ尾地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平ノ尾沢左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を諸子沢左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域